議案第１４号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２９年２月１３日

提出者　杉並区長　　　田　　中　　　　良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成１２年杉並区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１２３の８の項の次に次のように加える。

<table>
<tr><td rowspan="12">１２３の８の２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１２条第１項及び第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</td><td rowspan="12">建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料</td><td colspan="4">次のア及びイに掲げる区分に応じ、１件につき、次に掲げる額</td><td rowspan="12">提出又は通知のとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ア　非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場若しくはと畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設をいう。１２３の８の３の項及び１２３の８の４の項において同じ。）のみのもの</td><td colspan="2">当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの</td><td>２７，１００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの</td><td>８０，４００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの</td><td>１２８，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの</td><td>１６１，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">イ　ア以外の非住宅部分</td><td rowspan="4">モデル建物法による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号ロに定める基準による場合をいう。１２３の８の３の項及び１２３の８の４の項において同じ。）</td><td>当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの</td><td>１４５，７００円</td></tr>
<tr><td>当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの</td><td>２３５，７００円</td></tr>
<tr><td>当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの</td><td>３０９，０００円</td></tr>
<tr><td>当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの</td><td>３７１，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標準入力法等による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イに定める基準による場合をいう。１２３の８の３の項及び１２３の８の４の項において同じ。）</td><td>当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの</td><td>３６７，１００円</td></tr>
<tr><td>当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの</td><td>５２３，７００円</td></tr>
<tr><td>当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル</td><td>６４６，０００円</td></tr>
</table>

				未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの	７６３，０００円	
１２３の８の３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項及び第１３条第３項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、１件につき、次に掲げる額				提出又は通知のとき。
		ア　非住宅部分の用途が工場等のみのもの	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの		１９，１００円	
			当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの		５６，４００円	
			当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの		９０，０００円	
			当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの		１１３，０００円	
		イ　ア以外の非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１０２，１００円	
				当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１６５，１００円	
				当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	２１６，０００円	
				当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの	２６０，０００円	
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２５７，１００円	
				当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	３６６，７００円	
				当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	４５３，０００円	
				当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの	５３５，０００円	
１２３の８の４　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項及び第１３条第３項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、１件につき、次に掲げる額				証明申請のとき。
		ア　非住宅部分の用途が工場等のみのもの	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの		１９，１００円	
			当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの		５６，４００円	
			当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの		９０，０００円	
			当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの		１１３，０００円	
		イ　ア以外の非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１０２，１００円	
				当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１６５，１００円	
				当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル	２１６，０００円	

年国土交通省令第５号）第１１条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の申請に対する審査				未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの	２６０，０００円	
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２５７，１００円	
				当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	３６６，７００円	
				当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	４５３，０００円	
				当該部分の床面積の合計が１万平方メートルのもの	５３５，０００円	

別表第１の１２３の９の項中「（平成２７年法律第５３号）」及び「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、「（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号）第８条第１号イ（２）」を「第１０条第１号イ（２）」に、「第８条第１号イ（１）」を「第１０条第１号イ（１）」に改め、同表の１２３の１０の項中「第８条第１号イ（２）」を「第１０条第１号イ（２）」に、「第８条第１号イ（１）」を「第１０条第１号イ（１）」に改め、同表備考６を同表備考９とし、同表備考３から５までを同表備考６から８までとし、同表備考２の次に次のように加える。

３　建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分として取り扱う。

４　建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成２８年政令第８号）第４条第１項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外

気に開放された開口部の面積の合計の割合が２０分の１以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

５　建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料について、特定建築行為に該当する増築若しくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築の場合の手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて、算出した額とする。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

住宅以外の建築物の新築時における建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査手数料を定める等の必要がある。